

「貝塚市インターネット上の誹謗中傷や差別等の 人権侵害のない社会づくり条例」を施行しました

令和7年10月1日

便利なインターネット。
でも、その使い方で誰かを傷つけていませんか？

インターネットは、情報収集や人とのつながりに欠かせない存在です。
一方で、次のような問題も起きています。

- 根拠のないうわさやデマの拡散
- 誹謗中傷や差別的な書き込み
- プライバシーの侵害
- いじめにつながる投稿



この条例では、インターネット上の誹謗中傷や差別をなくすことを目的として、
市民・事業者・議会・市それぞれの役割を示しています。

一人ひとりが安心してインターネットを利用できる社会をめざしています。



それぞれの役割

【条例の全文はこちらから】

ポチっと押す

その前に



思いやりをもって発信する。誹謗中傷をしない。
誤った情報を広めない。



正しいインターネットの使い方を広め、市の取組みに協力する。



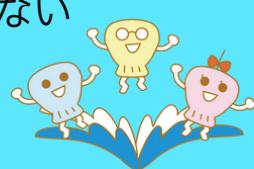
インターネットへの理解を深め、市民の手本となる行動を心がける。



誹謗中傷を防ぐ取組みを進め、被害にあった方への相談支援と再発防止を行う。



- 相手の気持ちを考える
- うわさや不確かな情報を広めない
- 感情のままに投稿しない
- 投稿前に内容を見直す



こんな経験はありませんか？～インターネット上の人権侵害の被害にあったら～

- SNSや掲示板に、自分や家族の悪口を書き込まれた
- 本名や住所、写真などを、勝手にインターネットに載せられた
- 事実ではないことが広まり、不安や怖さを感じている
- 災害や感染症に関する情報が本当か分からず、どう対応すればいいか迷っている
- 子どもがインターネットで嫌なことを言わされているが、相談先が分からない

不安に感じたら、ひとりで抱え込まずに相談しましょう。

• 貝塚市の相談窓口



日時：午前8時45分から午後5時15分
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)
相談場所：貝塚市役所 2階 人権政策課
電話番号：072-433-7160



• 大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口 ネットハーモニー（大阪府委託事業）

大阪府内に在住、在勤、在学されている方やその親族の方等であれば、どなたでも相談することができます。

SNS（LINE）、電話、メール、FAX、手紙、面接（オンラインでの面接相談も可）で相談できます。



• 違法・有害情報相談センター（総務省委託事業）

人権侵害に限らず、インターネット上のトラブルに関し、インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、幅広くアドバイスします。



• 誹謗中傷ホットライン（一般社団法人セーファーインターネット協会）

インターネット企業有志によって運営される一般社団法人セーファーインターネット協会が運営しています。インターネット上の誹謗中傷に対して、掲載されているサイトに利用規約等に沿った削除等の対応を促す通知を行います。



誰もが加害者にも被害者にもならないために

